

託送供給等約款の変更認可に伴う
特定小売供給約款の変更届出について

2024年2月19日
沖縄電力株式会社

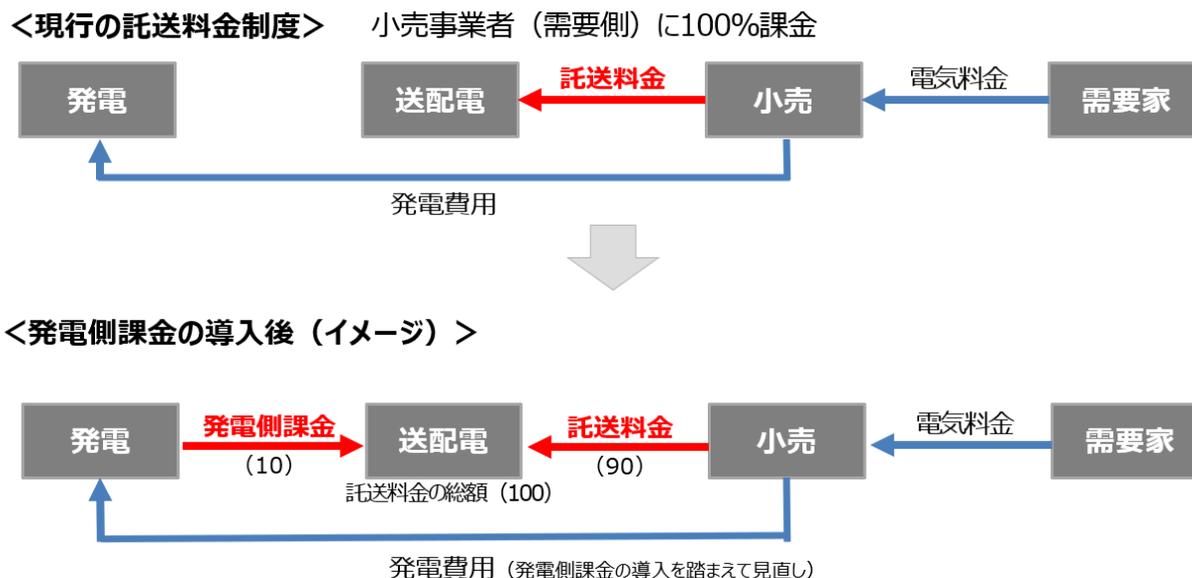
目次

1. 変更の背景・概要
2. 変動額の算定方法・算定結果
3. 特定小売供給約款料金への反映方法（レートメイク）
4. 供給条件の変更
5. お客さまへの周知方法
6. 2月6日変更届出における一部メニューの算定誤りについて

1. 変更の背景・概要

- 2024年4月1日より、レベニューキャップ制度に基づく託送収入見通しの変更や発電側課金制度の導入を反映し、新たな託送供給等約款および託送料金が適用されることとなりました。
- 今回の発電側課金制度の導入により、これまで全て小売電気事業者負担であった託送料金の一部を発電事業者が負担することとなりますが、小売電気事業者が契約する発電事業者の違いによって、小売料金に若干の変動が出ることとなります。
- 弊社は、この度の託送料金の変更に伴い、小売料金に含まれる託送料金相当額や発電原価に変動が生じることから、小売料金について見直すこととし、2024年4月1日の実施へ向けて、経済産業大臣へ特定小売供給約款の変更届出を行いました。
- なお、2月6日に変更届出を行った後、一部料金メニューにおける料金単価の算定誤りが判明したことから、正しい料金単価に修正した上で、2月13日に改めて変更届出を行っております。

【発電側課金制度導入イメージ（「発電側課金の導入について中間とりまとめ（2023年4月）」）】



2. 変動額の算定方法・算定結果（需要側託送料金）

- 需要側託送料金の変動額については、2024年1月17日に認可された託送供給等約款に基づき、各メニューの想定需要諸元（kW、kWh等）より算定した託送料金相当額より、2023年度料金改定において織込んだ託送料金相当額を差し引いて算定しております。
- その結果、需要側託送料金（規制部門）は2,265百万円の減少となりました。

【算定方法および算定結果】

（金額は3年合計）

今回算定		前回織込み		変動額
64,371 百万円	—	66,636 百万円	=	▲2,265 百万円

（参考）需要側託送料金の算定方法

各メニューの諸元（kW、kWh等）	×	適用される託送料金メニューの単価
従量電灯	適用	電灯標準接続送電サービス
定額電灯	適用	電灯定額接続送電サービス
低圧電力	適用	動力標準接続送電サービス
業務用電力、高圧電力A、高圧電力B	適用	高圧標準接続送電サービス
⋮		⋮

2. 変動額の算定方法・算定結果（発電側託送料金）

発電側託送料金の算定

- 発電側託送料金の変動額については、2023年度料金改定における需給バランスの前提となっている自社発電所の同時最大受電電力および電力量などを基に算定しております。
- 算定結果としては、kW課金に伴う変動額が3,960百万円、kWh課金に伴う変動額が4,149百万円となり、発電側託送料金に伴う変動額の合計は8,110百万円となりました。

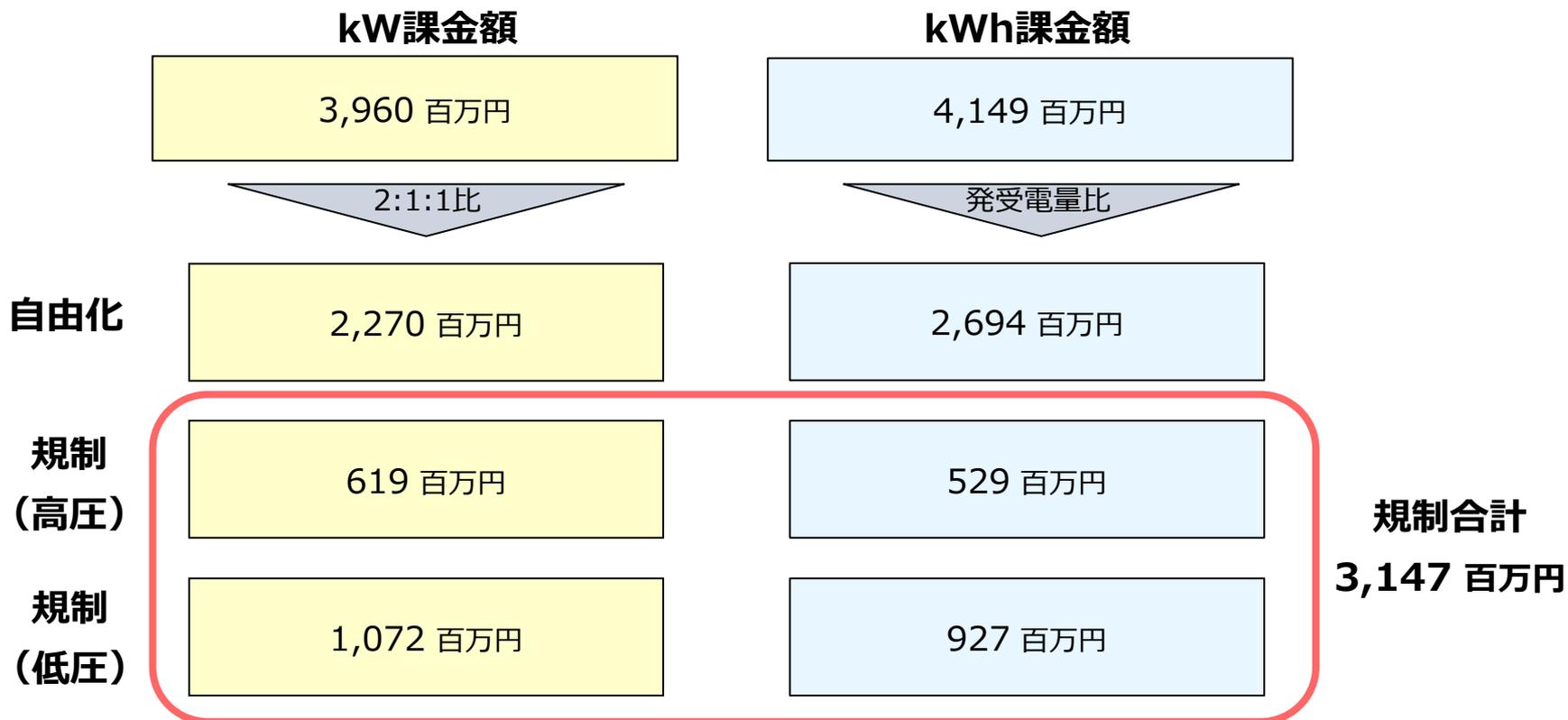
(金額は3年合計)

	営業費項目			控除収益項目
	自社電源	他社購入（相対）	他社購入（市場）	他社販売（相対）
kW 課金額	3,731百万円	588百万円	-	▲359百万円
	4,319百万円			
	3,960百万円			
kWh 課金額	3,281百万円	905百万円	334百万円	▲371百万円
	4,520百万円			
	4,149百万円			
合計	8,110百万円			

2. 変動額の算定方法・算定結果（発電側託送料金）

発電側託送料金の各部門への原価配分

- 算定した発電側のkW課金額およびkWh課金額について、2023年度料金改定時の固定費配分比率（2:1:1比）および可変費配分比率（発電電量比）により、自由化部門および規制部門（高圧・低圧）に配分しました。
- その結果、規制部門への配分額は、3,147百万円となりました。



※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

2. 変動額の算定方法・算定結果（規制部門の変動額まとめ）

- 規制部門へ配分された発電側託送料金に需要側託送料金の減少額を合計した結果、規制部門の原価変動額は、3年合計で883百万円となりました。

	kW課金額		kWh課金額		需要側託送料金		変動額合計
規制 (高圧)	619 百万円	+	529 百万円	+	▲829 百万円	=	319 百万円
規制 (低圧)	1,072 百万円	+	927 百万円	+	▲ 1,435百万円	=	564 百万円
規制計	1,691 百万円		1,456 百万円		▲ 2,265 百万円		883 百万円

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

3. 特定小売供給約款料金への反映方法（レートメイク）

- 小売料金への反映方法につきましては、以下の通り、レートメイクを二段階に分け、それぞれ機械的にレートメイクを行っております。

< 1. 需要側託送料金の変動の反映（従量電灯の場合） >

- 発電側課金導入による需要側託送料金の変動額を小売料金に機械的に当てはめ。

需要側託送料金を反映後、発電側課金についても反映する。（次スライド）

託送基本料金の増（0.89円）と最低料金に含まれる電力量（10kWh）の託送電力量料金の減（▲3.4円）の合計

【需要側託送料金：電灯標準接続サービス】

（単位：円/口、円/kWh：税抜）

	現行	改定	差異
基本料金	276.00	276.89	+0.89
電力量料金	10.83	10.49	▲0.34

【特定小売料金：従量電灯】

（単位：円/口、円/kWh：税抜）

		現行	反映後①	差異
最低料金		582.50	579.99	▲2.51
電力量 料金	1段目	36.43	36.09	▲0.34
	2段目	41.46	41.12	▲0.34
	3段目	43.26	42.92	▲0.34

3. 特定小売供給約款料金への反映方法（レートメイク）

< 2. 発電側課金の反映（従量電灯の場合） >

- 需要側託送料金の一部が発電側で課金されるとの制度趣旨を踏まえ、各メニューの需要側における減少原価比※に基づき、発電側課金の増分を各メニューに配分。

※減少原価比 = 需要側託送料金の減少単価に電力量を乗じて算定した需要側減少分原価の各メニューの合計額に対する比率

- 需要側託送料金の引き下げが電力量料金単価で行われていることから、発電側課金についても同様に電力量料金単価に反映。

発電側課金原価（合計）を減少原価比で各メニューに配分

【発電側課金上乘せ額の算定（従量電灯）】

（税抜）

需要側託送単価の減少分	織り込み電力量	需要側減少分原価	減少原価比	発電側課金原価	発電側課金上乘せ単価
▲0.34円	3,103百万kWh	▲1,055百万円	71.3%	1,434百万円	+0.46円

最低料金に含まれる電力量（10kWh）分を反映

【発電側課金上乘せ額の売料金単価への反映（従量電灯）】

（円/口、円/kWh：税抜）

		反映後①	新料金	差異
最低料金		579.99	584.59	+4.60
電力量料金	1段目	36.09	36.55	+0.46
	2段目	41.12	41.58	+0.46
	3段目	42.92	43.38	+0.46

【料金単価（従量電灯）】

(円/口、円/kWh：税込み)

区分		単位	旧料金	新料金	うち託送 料金変動額	うち発電側 課金	差異
最低料金	最初の10kWhまで	1契約	640.75	643.05	▲ 2.76	5.06	2.30
電力量 料金	10kWhをこえ120kWhまで	1kWh	40.07	40.20	▲ 0.37	0.51	0.13
	120kWhをこえ300kWhまで	〃	45.61	45.74	▲ 0.37	0.51	0.13
	300kWhをこえる部分	〃	47.59	47.72	▲ 0.37	0.51	0.13

【主な料金メニュー影響額（従量電灯）】

(税込み)

1か月の ご使用量	旧料金	新料金		
	月額 ①	月額 ②	変動額 (②-①)	変動率 (②/①)
260kWh	8,009円	8,044円	35円	0.4%
400kWh	12,749円	12,802円	53円	0.4%

※旧料金および新料金のお支払い額は、2024年3月分の燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、国による電気・ガス価格激変緩和対策事業による割引および沖縄電気高騰緊急対策事業による割引を含みます。

4. 供給条件の変更

- 今回、料金単価以外に特定小売供給約款の変更実施にかかる一部規定について見直しを行っております。

【料金単価以外の約款規定変更箇所】

令和5年6月1日実施（現行）	令和6年4月1日実施（変更後）
<p>本則 2 供給約款の認可および変更</p> <p>(1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。</p>	<p>本則 2 供給約款の届出および変更</p> <p>(1) この供給約款は、<u>電気事業法附則第18条第4項</u>の規定にもとづき、経済産業大臣に<u>届け出た</u>ものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。</p>
<p>附則 1 この供給約款の実施期日</p> <p>この供給約款は、令和5年6月1日から実施いたします。</p>	<p>附則 1 この供給約款の実施期日</p> <p>この供給約款は、<u>令和6年4月1日</u>から実施いたします。</p>
<p>附則 7 この供給約款の実施等にもなう切替措置</p> <p>料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。</p> <p>(1) この供給約款実施の際現に特定小売供給約款（令和元年10月1日実施）の適用を受けている場合、契約期間の終期は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。</p> <p>(2) この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、30（料金の算定）および31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</p>	<p>附則 7 この供給約款の実施等にもなう切替措置</p> <p>この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、30（料金の算定）および31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</p>

5. お客様への周知方法

- お客様への周知については、届出時のプレスリリースを弊社ウェブサイトに掲載することで広くお知らせするとともに、検針票の裏面等を用いて周知致します。
- また、個別のお客様への対応として、今回の料金見直しに係る専用ダイヤルを設け、お問い合わせ等に対応できる態勢を整えるとともに、弊社ウェブサイトにてお客様自身で料金見直し後の小売料金が試算できる「新単価比較シミュレーション」を用意しております。

【検針票の裏面におけるお知らせ（イメージ）】

託送料金の変更に伴う電気料金の見直しについて

託送料金の負担方法を含めた託送料金制度の見直しがなされたこと等に伴い、新たな託送供給等約款が適用となることを踏まえ、2024年4月1日より電気料金の見直しを実施しております。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※本件に関する詳細については、弊社ホームページをご確認ください。



【新単価比較シミュレーション（イメージ）】

ご契約種別を選択してください [※ご契約種別の確認方法について](#)

規制料金（2024年4月1日の実施単価）

従量電灯

低圧電力



契約メニューを選択し、
ご使用量等を入力

条件

契約種別	従量電灯
ご使用量	260 kWh
ちゅうらಕ್ಕ割引	無

試算結果画面

	新単価試算 2024年4月1日実施単価	旧単価試算 2024年3月までの単価
お支払い額	8,044円	8,009円
差額	+ 35円	-

6. 2月6日変更届出における一部メニューの算定誤りについて

- 2月6日の特定小売供給約款の変更届出において、臨時電灯Bの料金単価の算定に誤りがあることが判明し、正しい料金単価に修正するとともに、2月13日に改めて変更届出を行っております。
- 具体的には、臨時電灯Bの最低料金について、託送料金の「電灯臨時接続送電サービス」の基本料金変動額（+1.08円）に加え、電力量料金の変動額の10kWh分（▲4.10円）を反映すべきところ、電力量料金変動額分を反映せずに最低料金を設定したというものです。
- 今回、臨時電灯Bの算定にあたって、託送料金の変動を機械的に反映するために料金算定プログラムの見直しを行っておりますが、その際に、誤って最低料金に10kWh分の料金を含まずに反映したことが原因であります。
- 今後は、料金算定プログラムの更新時および単価確認のプロセスにおいては複数名で入念確認を行うなど、再発防止に努めてまいります。

【臨時電灯B（修正前）】

単位：円/口、円/kWh（税込み）

区分		単位	旧料金	新料金	うち託送 料金変動額	うち発電側 課金	差異
最低料金	最初の10kWhまで	1 契約	787.47	794.16	1.08	5.61	+6.69
電力量料金	10kWhをこえる部分	1kWh	52.34	52.49	▲0.41	0.56	+0.15

【臨時電灯B（修正後）】

単位：円/口、円/kWh（税込み）

区分		単位	旧料金	新料金	うち託送 料金変動額	うち発電側 課金	差異
最低料金	最初の10kWhまで	1 契約	787.47	790.09	▲2.99	5.61	+2.62
電力量料金	10kWhをこえる部分	1kWh	52.34	52.49	▲0.41	0.56	+0.15

(参考) 特定小売供給約款料金の単価一覧

契約種別		単位	料金単価(円)		差(②-①)	
			①旧料金	②新料金		
定額電灯	需要家料金		1契約	66.00	66.00	-
	電灯料金	10Wまで	1灯	170.71	171.22	+0.51
		10Wをこえ20Wまで	"	294.09	295.09	+1.00
		20Wをこえ40Wまで	"	540.91	542.93	+2.02
		40Wをこえ60Wまで	"	787.70	790.71	+3.01
		60Wをこえ100Wまで	"	1,281.28	1,286.31	+5.03
		100Wをこえる100Wまでごとに	"	1,281.28	1,286.31	+5.03
	小型機器料金	50VAまで	1機器	463.29	464.81	+1.52
		50VAをこえ100VAまで	"	859.60	862.60	+3.00
100VAをこえる100VAまでごとに		"	859.60	862.60	+3.00	
従量電灯	最低料金	最初の10kWhまで	1契約	640.75	643.05	+2.30
	電力量料金	10kWhをこえ120kWhまで	1kWh	40.07	40.20	+0.13
		120kWhをこえ300kWhまで	"	45.61	45.74	+0.13
		300kWhをこえる部分	"	47.59	47.72	+0.13
臨時電灯 A	総容量が50VAまで		1契約1日につき	16.99	17.00	+0.01
	総容量が50VAをこえ100VAまで		"	33.99	34.01	+0.02
	総容量が100VAをこえ500VAまで		"	33.99	34.01	+0.02
	総容量が500VAをこえ1kVAまで		"	339.90	340.04	+0.14
	総容量が1kVAをこえ3kVAまで		"	339.90	340.04	+0.14
臨時電灯 B	最低料金	最初の10kWhまで	1契約	787.47	790.09	+2.62
	電力量料金	10kWhをこえる部分	1kWh	52.34	52.49	+0.15

(参考) 特定小売供給約款料金の単価一覧

契約種別		単位	料金単価(円)		差(②-①)	
			①旧料金	②新料金		
公衆街路灯 A	需要家料金		1契約	55.00	55.00	-
	電灯料金	10Wまで	1灯	159.28	159.79	+0.51
		10Wをこえ20Wまで	"	276.50	277.50	+1.00
		20Wをこえ40Wまで	"	510.99	513.01	+2.02
		40Wをこえ60Wまで	"	745.48	748.50	+3.02
		60Wをこえ100Wまで	"	1,214.46	1,219.48	+5.02
		100Wをこえる100Wまでごとに	"	1,214.46	1,219.48	+5.02
	小型機器 料金	50VAまで	1機器	426.88	428.40	+1.52
		50VAをこえ100VAまで	"	799.65	802.65	+3.00
100VAをこえる100VAまでごとに		"	799.65	802.65	+3.00	
公衆街路灯 B	最低料金	最初の10kWhまで	1契約	640.75	643.05	+2.30
	電力量料金	10kWhをこえる部分	1kWh	40.07	40.20	+0.13
低圧電力	基本料金	-	1kW	1,392.37	1,393.85	+1.48
	電力量料金	夏季	1kWh	31.99	32.18	+0.19
		その他季	"	30.60	30.79	+0.19
業務用電力	基本料金	-	1kW	1,964.60	1,967.93	+3.33
	電力量 料金	夏季	1kWh	32.74	32.87	+0.13
		その他季	"	31.25	31.38	+0.13

(参考) 特定小売供給約款料金の単価一覧

契約種別			単位	料金単価(円)		差(②-①)
				①旧料金	②新料金	
高圧電力A	基本料金	-	1kW	1,838.10	1,841.43	+3.33
	電力量 料金	夏季	1kWh	30.81	30.94	+0.13
		その他季	"	29.49	29.62	+0.13
高圧電力B	基本料金	-	1kW	2,239.60	2,242.93	+3.33
	電力量 料金	夏季	1kWh	29.82	29.95	+0.13
		その他季	"	28.59	28.72	+0.13
農事用電力 (低圧)	契約電力 50kW未満	基本料金	1kW	952.37	953.85	+1.48
		電力量料金	1kWh	28.97	29.16	+0.19
農事用電力 (高圧)	契約電力 50kW以上	基本料金	1kW	1,282.60	1,285.93	+3.33
		電力量料金	1kWh	28.34	28.47	+0.13

(参考) 特定小売供給約款料金の単価一覧

契約種別			単位	料金単価(円)		差 (②-①)		
				①旧料金	②新料金			
臨時電力 (定額制)	動力を使用 するもの	契約電力5kW以下		1kW 1日につき	302.50	303.60	+1.10	
臨時電力 (従量制)	動力を使用 するもの	契約電力 50kW未満 (低圧)	基本料金		1kW	低圧電力の20% 割増したものの	低圧電力の20% 割増したものの	-
			電力量 料金	夏季	1kWh	38.39	38.64	+0.25
				その他季	〃	36.72	36.97	+0.25
		契約電力 50kW以上 500kW未満 (高圧)	基本料金		1kW	高圧電力の20% 割増したものの	高圧電力の20% 割増したものの	-
			電力量 料金	夏季	1kWh	36.97	37.15	+0.18
				その他季	〃	35.39	35.57	+0.18
	契約電力 500kW以上 (高圧)	基本料金		1kW	高圧電力の20% 割増したものの	高圧電力の20% 割増したものの	-	
		電力量 料金	夏季	1kWh	35.79	35.97	+0.18	
			その他季	〃	34.31	34.49	+0.18	
	電灯もしくは小型機 器を使用し、または 電灯もしくは小型機 器と動力とをあわせて 使用するもの	契約電力 50kW以上 (高圧)	基本料金		1kW	業務用電力の20% 割増したものの	業務用電力の20% 割増したものの	-
			電力量 料金	夏季	1kWh	39.28	39.46	+0.18
				その他季	〃	37.50	37.68	+0.18